

令和4年第3回 新座市教育委員会 定例会
会 議 録

招集期日	令和4年3月23日 午後1時30分	場所	市役所本庁舎303会議室			
開閉日時及び宣告者	令和4年3月23日 午後1時30分 開会 令和4年3月23日 午後2時35分 閉会	宣告者	金子 廣志			
教育長	金子 廣志					
委員	議席番号	氏名	出・欠			
	1	鈴木 松江	○			
	3	脇田 美保子	○			
出席職員	議席番号	氏名	出・欠			
	2	小泉 哲也	—			
	4	宮瀧 交二	○			
出席職員	①教育総務部長	○	②教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長	○	③教育総務課長	○
	④中央公民館長	○	⑤中央図書館長	○	⑥学校教育部長	○
	⑦学校教育部副部長兼学務課長	○	⑧教育支援課長	○	⑨教育相談センター室長	○
	事務局 戸川真理子、城間悦子					
会議事件名	発言者	発言の要旨				
開会	教育長	令和4年第3回新座市教育委員会定例会を開会する。 午後1時30分				
会議録承認	教育長 各委員 教育長	令和4年第2回新座市教育委員会定例会及び第2回臨時会の会議録の承認について質疑はあるか。 承認 令和4年第2回新座市教育委員会定例会及び第2回臨時会の会議録は承認された。				
議案第7号	教育長 教育総務課長 教育長 各委員 教育長	議案第7号「新座市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を教育総務課長から説明願う。 本議案は、令和4年4月1日付けの組織機構の改編に伴い、教育総務課及び教育支援課の事務分掌に変更が生じるため、一部改正を提案するものである。 教育総務課には、市長部局の施設営繕課が廃止されることに伴い、管理系の事務分掌に3つの事務が移管される。1つ目は(5)教育施設の工事の設計及び監督管理であり、主に130万円以上の入札契約案件の工事を指している。2つ目は、(7)学校施設の改築・改修計画に関することである。3つ目は、(8)学校施設の国、県補助事業に係る事務である。また、(8)については、従来から掌握している学校備品と学校情報機器等の国県補助事業に関する事務についても加える形の改正となっている。 教育支援課には、市長部局の交通防犯課の廃止に伴い、交通指導員に関する事務が移管されているため、(14)交通指導員に関する内容を追加している。 議案第7号について、質疑はあるか。 承認 議案第7号は、承認する。				

<p>議案第8号</p>	<p>教育長 教育総務課長 教育長 各委員 教育長</p>	<p>議案第8号「新座市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規定の一部を改正する教育長訓令」についてを教育総務課長から説明願う。</p> <p>主な改正点は2点ある。1点目は、これまで本市ではパートタイムの会計年度任用職員のみ任用してきたが、本年4月からフルタイムの会計年度任用職員も任用できるよう、現在開会中の市議会定例会に条例改正の議案を提案し、御審議いただいている。教育委員会では、現在のところフルタイムの会計年度任用職員の任用予定はないが、今後柔軟な対応を図ることができるよう、市議会の議決後に新座市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規定第4条の別表1にあるように、会計年度任用職員の定義にフルタイム勤務も加えたいと考えている。</p> <p>2点目は、令和4年4月1日付けの組織機構の改編により、教育支援課に(13)交通安全教育に関する各種講習会等の実施をすること、(14)交通指導員の派遣をすることを加えるものである。</p> <p>議案第8号について、質疑はあるか。 承認 議案第8号は、承認する。</p>
<p>議案第9号</p>	<p>教育長 教育総務課長 教育長 委員 生涯学習スポ</p>	<p>議案第9号「新座市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」についてを教育総務課長から説明願う。</p> <p>本件は、近年の住環境の変化等により子供たちが屋外で自由に遊ぶことのできる場所が少なくなっている状況から、現行の登録制による団体利用に加えて、児童等への小学校の校庭開放を開始することに伴う改正である。</p> <p>事業の実施は、令和4年6月から既存の登録団体と調整した上で、実施可能な学校から開始することとし、最終的には市内全17小学校での実施を目指している。事業概要としては、市内在住の児童及び保護者の付添いのある未就学児を対象として、原則毎月第3土曜日の午前9時から正午まで校庭を開放する。安全管理上、シルバー人材センターに管理を委託するとともに、傷害保険に加入するものとして146万8千円の経費を令和4年度当初予算に計上している。</p> <p>規則の主な改正箇所は、団体開放と遊び場開放を区分するため、開放の区分として第4条を新設するものである。また、遊び場開放の利用は当日の受付をもって利用を許可するため、第5条 利用の登録及び第7条 利用の申請について改正する。</p> <p>議案第9号について、質疑はあるか。 将来的には、遊び場開放として丸1日確保できたら良いと思う。 補足説明をする。屋外で自由に遊ぶことができる広場</p>

	<p>一ツ課長</p> <p>委員 生涯学習スポーツ課長 教育長 生涯学習スポーツ課長</p> <p>委員</p> <p>生涯学習スポーツ課長 教育長</p> <p>各委員 教育長</p>	<p>のような場所が少なくなっているため、学校施設のグラウンド部分のみを個人に開放するものである。シルバー人材センターに安全管理も含めて鍵の開閉や受付事務を半日間対応してもらおう。全17校で一斉に開始するのは難しいため、開放団体にも少しずつ御理解を頂きながら拡大していく予定である。受付の際には、名前のみを書いていただき、気軽に利用していただけるように考えている。</p> <p>新年度から実施可能な学校は、何校あるのか。</p> <p>6月からの開始を予定している学校は、八石小学校と東北小学校の2校である。</p> <p>その他の学校で開始できない理由を教えてください。</p> <p>学童野球大会やサッカー大会のような予定が既に組まれていることが主な理由である。各団体には徐々に御理解いただき、例えば第3土曜日以外でもよいので、月1回程度は個人に開放していきたい。</p> <p>今年度、予定が入ってしまっていることは理解できるが、来年度以降は調整できると思う。毎月、日が変わってしまう形ではなく、新座市はこの日というように設定した方がよい。</p> <p>最終的には、来年度から画一的な形で開放したいと考えている。</p> <p>教頭が中心になって学校開放委員会を3か月に1回程度開催し、日程調整をしているため、事前に調整はできるのではないかと思う。団体利用だけでなく、一般の子供たちにも開放するという趣旨を団体にも御理解いただき、各学校でなるべく早めに開始できると良いと思う。</p> <p>他に質疑がなければ、議案第9号は承認としてよいか。</p> <p>承認 議案第9号は、承認する。</p>
<p>議案第10号</p>	<p>教育長</p> <p>生涯学習スポーツ課長</p> <p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>議案第10号「新座市スポーツ施設規則の一部を改正する規則」についてを生涯学習スポーツ課長から説明願う。</p> <p>過日、第1回教育委員会臨時会で承認を頂いた新座市営大和田ファミリープールの廃止に伴い、新座市スポーツ施設規則においても、大和田ファミリープールに関する文言等を削除し、その他所要の整備を図るものである。</p> <p>議案第10号について、質疑はあるか。</p> <p>承認 議案第10号は、承認する。</p>
<p>議案第11号</p>	<p>教育長</p> <p>生涯学習スポーツ課長</p>	<p>議案第11号「新座市スポーツ推進委員の委嘱について」を生涯学習スポーツ課長から説明願う。</p> <p>新座市スポーツ推進委員は、市民体育祭を始め、様々な市のスポーツ、レクリエーション事業に協力するとと</p>

	<p>教育長 委員 生涯学習スポーツ課長</p>	<p>もに、競技スポーツの実技指導に当たるなど、本市のスポーツ活動普及推進に広く従事をしており、非常勤特別職として教育委員会が委嘱している。本年3月31日をもって任期満了となるため、現任の28名を再任として改めて委嘱するものである。</p> <p>なお、新しい任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日の2年間である。</p> <p>議案第11号について、質疑はあるか。 新座市スポーツ推進委員には定数はあるのか。 定数は54人以内となっている。70歳定年制を設けている関係もあり、人数が少なくなっているため、改めて規則を改正し、支障のない方は継続していただく方向で進めていきたい。</p> <p>他に質疑がなければ、議案第11号は承認としてよいか。 承認 議案第11号は、承認する。</p>
<p>議案第12号</p>	<p>教育長 生涯学習スポーツ課長</p>	<p>続いて、議案第12号「新座市社会教育委員の委嘱について」を生涯学習スポーツ課長から説明願う。</p> <p>社会教育委員は、社会教育法に規定され、学校、社会教育の関係者、学識経験者などから組織する社会教育に関する諮問機関の役割を担うもので、教育委員会が委嘱している。任期が令和4年3月31日をもって満了となるため、引き続き5名を委嘱をするものである。</p> <p>また、充て職となる埼玉県立新座総合技術高等学校長を始めとする4名は、決定後改めて提案させていただく。任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間である。</p> <p>議案第12号について、質疑はあるか。 承認 議案第12号は、承認する。</p>
<p>議案第13号</p>	<p>教育長 中央図書館長</p>	<p>議案第13号「新座市立図書館規則の一部を改正する規則」についてを中央図書館長から説明願う。</p> <p>議案第7号と同様、令和4年4月1日付けの組織機構の改編に伴い、中央図書館の組織を庶務係、奉仕係の2係制から奉仕係の1係制に変更することにより、新座市立図書館規則第19条の事務分掌について所要の規定の整備を図る必要があるため、一部改正をお願いするものである。</p> <p>議案第13号について、質疑はあるか。 2係から1係にした理由を教えてほしい。</p> <p>現在、庶務係が正規職員1名と会計年度任用職員1名の2名体制になっているが、それを一つにして臨機応援に対応できる組織にするためである。</p>

議案第14号	<p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>他に質疑がなければ、議案第13号は承認としてよい か。 承認 議案第13号は、承認する。</p>
議案第14号	<p>教育長 学務課長</p>	<p>議案第14号「新座市立学校歯科医の委嘱について」 を学務課長から説明願う。 新座市立第二中学校の生徒数が1,001名を超えて いるため、朝霞地区歯科医師会との契約により、歯科医 の配置を2名から3名とするものである。朝霞地区歯科 医師会から推薦があったひざおり歯科クリニックの 金子 泰氏に令和4年4月1日付けで委嘱するものである。 議案第14号について、質疑はあるか。 承認 議案第14号は、承認する。</p>
議案第15号	<p>教育長 学務課長</p>	<p>議案第15号「新座市立学校運営協議会委員の委嘱に ついて」を学務課長から説明願う。 第五中学校区の八石小学校、野寺小学校、栗原小学校、 野火止小学校、第五中学校の5校を除く18校において、 令和2年度から2年間委嘱していた学校運営協議会委員 の任期が満了となるため、新座市立学校運営協議会規則 第6条に基づき、新たに委員を委嘱するものである。 なお、委員はその対象学校の校長も含まれているが、 内示の段階であるため、新年度に教育長による専決処分 として委嘱させていただきたい。 議案第15号について、質疑はあるか。 承認 議案第15号は、承認する。</p>
議案第16号	<p>教育長 教育支援課長</p> <p>教育長 委員</p> <p>教育総務部長</p> <p>教育長</p>	<p>続いて、議案第16号「新座市交通指導員の勤務条件 等に関する規則」についてを教育支援課長から説明願う。 本件も組織機構の改編に伴い、これまで市民生活部交 通防犯課所管だった交通指導員に関する業務が教育支援 課に移管されたことから、新たに教育委員会規則を定め るものである。 議案第16号について、質疑はあるか。 市長部局に交通防犯課に該当するような課がなくなっ たのか。 交通政策はまちづくり未来部へ、防犯は危機管理室へ 移管されるため、交通防犯課はなくなる。交通指導員に ついては、通学路に配置しており、教育委員会と非常に 密接な関係があるため、従前から移管できないかという 相談はあったものである。 交通指導員への報酬の支給等、様々な事務があること から、教育支援課に人員が増員される予定である。</p>

<p>議案第17号</p>	<p>委員 教育長</p> <p>各委員 教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育支援課長</p> <p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>人員配置がなされるのであれば、良かったと思う。他に質疑がなければ、議案第16号は承認としてよいか。</p> <p>承認 議案第16号は、承認する。</p> <p>議案第17号「新座市英語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則」についてを教育支援課長から説明願う。</p> <p>本市では、会計年度任用職員についてフルタイムの規定をしていなかったが、フルタイムの保育士の雇用に伴い、会計年度任用職員の勤務条件等に関する規則を見直す必要があった。その際、一般的な会計年度任用職員は時給換算であるのに対し、新座市英語指導助手のみが月給とされていたことから、月給に関する条項を他の会計年度任用職員と切り離し、全て新座市英語指導助手の勤務条件等に関する規則に移行することとしたものである。</p> <p>議案第17号について、質疑はあるか。</p> <p>承認 議案第17号は、承認する。</p>
<p>諸報告</p>	<p>教育長</p> <p>学校教育部長</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る対応について、学校教育部長から報告願う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応について、2月24日（木）以降の対応を報告する。</p> <p>まず、児童生徒、教職員の感染状況である。2月は合計726名、3月は昨日までで合計490名の感染報告があった。内訳は、2月は児童530名、生徒159名、教職員37名、3月は児童392名、生徒84名、教職員14名となっている。</p> <p>次に、臨時休業等の状況だが、2月は学年臨時休業が2校2学年、学級閉鎖が15校42学級、3月は学級閉鎖が15校27学級となっている。</p> <p>次に、感染状況の推移だが、3月第1週が142名、第2週が142名、第3週が145名、第4週が昨日までの3日間で106名と、横ばいから微増傾向にあり、まだ予断を許さない状況が続いている。</p> <p>令和3年度の感染状況としては、学校ごとに大きく異なることが分かったため、改めて報告する。23校全校の感染割合（児童生徒数と教職員の総数で感染割合を出したもの）の平均は13%で8人に1人の割合、最も感染割合の低い学校は5%で20人に1人の割合、最も感染割合の高い学校は26%で4人に1人の割合と大きな差が生じている。</p> <p>その要因としては、地域の民間教育施設等で大規模感染が発生していなかったか。2点目は、感染確認後に学</p>

<p>教育長 委員</p>	<p>校が迅速に判断し適切な対応を図ったか。3点目は、子供が発熱した際に保護者が取るべき対応を事前に周知徹底していたか。4点目は、日頃からICT機器を積極的に活用し、感染拡大期に学びを止めないための選択肢を複数用意していたかという点が挙げられる。</p> <p>特に地域の大規模感染という要因を除く3点は、校長の判断が異なったことによって大きな差が生じていたのではないかと考えている。こうした要因について、校長会で改めて周知し、令和4年度の感染防止に努めていく。</p> <p>また、まん延防止等重点措置終了後の新座市の教育活動について、資料を作成した。入学式の出席者は、児童生徒、教職員、保護者のみとさせていただいた。県の通知では、保護者は1名に限定されているが、先程申し上げたとおり、学校によって感染状況が大きく異なるため、各校の状況に応じることとした。</p> <p>部活動については、4月8日（金）までは朝練はなし、練習試合等は自校を含め2校で行うこととしている。</p> <p>学校教育部長からの報告について、質疑はあるか。</p> <p>お子さんによっては新型コロナウイルス感染症の後遺症に悩まされることもあるかもしれない。学校に来て、感染以前のようには戻っていない場合など、細やかな配慮をお願いしておきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>私の知人にも、目まいと喉の痛みが残ったという方がいる。教職員の皆様にもそのようなことがあるということを理解して、子供たちと接していただければと思う。</p>
<p>教育長 教育総務課長</p>	<p>続いて、各課から諸報告に移る。</p> <p>埼玉キワニスクラブから申請があった「第2回MYポエム（青春の詩）コンクール」を始めとして11件の事業に対して名義後援を承認した。</p>
<p>教育長 委員</p>	<p>教育総務課からの報告に対する質疑、意見はあるか。</p> <p>No.48 イル・カント・デル・クオーレ主催の「みんなで楽しくうたいましょう」についてだが、半年に1回、名義後援の申請がまとめて提出されている。内容が月1回の練習会である場合、名義後援の趣旨には合わないと思う。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>団体が主催するイベントではなく、日々の練習会等の活動について名義後援を承認するのは趣旨と合っていないため、団体に詳細を確認してみる。</p>
<p>中央公民館長</p>	<p>公民館・コミセンまつりの延期について報告する。</p> <p>令和2年10月の財政非常事態宣言を受け、令和2年度及び3年度の祭りは中止としたが、同宣言の解除に伴い、令和4年度は実施することとなった。開催時期は、例年4、5月としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、運営委員会等の御意見を伺った上</p>

	<p>教育長 各委員</p> <p>中央図書館長</p>	<p>で、11月頃開催したいと考えている。 中央公民館からの報告に対する質疑、意見はあるか。 なし</p> <p>西東京市及び新座市の図書館の相互利用に関する協定書の終了について報告する。 平成28年度に西東京市及び新座市の図書館の相互利用に関する協定を締結し、西東京市に480万円の負担金を支払うことで図書館の相互利用を行ってきた。その後も負担金の増額要望に対する調整を行ってきたが、令和2年度に新座市民の利用が増加したことを理由に、負担金を600万円に変更することで協定の継続が可能となった。しかしながら、令和3年8月に西東京市からひばりが丘図書館の単館コストが算出されたことを理由に、1,088万9千円に負担金の増額の申出があったため協議を進めてきた結果、令和4年3月31日をもって協定を終了することとなった。 そのため、市内在住の市民については令和4年4月1日から西東京市図書館の利用ができなくなるが、その代替施設として令和4年8月にひばりヶ丘駅近くに予約資料の受取りなどが可能なサービススポットを設置する予定である。</p>
	<p>教育長 委員</p> <p>中央図書館長</p>	<p>中央図書館からの報告に対する質疑、意見はあるか。 西東京市の図書館との相互利用が始まった時には、非常に良い制度であると思っていたが、年々、負担金が増額となってきた経緯を考えると、やむを得ないと感じる。 新たに設置するサービススポットについて、もう少し詳しく教えてほしい。</p> <p>ほっとぷらぎを閉館した際に、東北コミュニティセンター内にもサービススポットを設置したのだが、そちらと同様な形で、予約資料のお渡し、返却資料の受取り、リクエストカードの受取りのサービスを提供する。設置場所は栗原5丁目地内で、月曜日を除く火曜日から日曜日の午前10時から午後8時まで開設する。シルバー人材センターの職員を配置予定である。</p>
	<p>学務課長</p> <p>教育支援課長</p>	<p>転出入の多い年度末及び年度初めの窓口業務の混雑を緩和するため、3月27日(日)に市の他部署と併せて学務課においても休日開庁を実施する。時間は午前8時30分から午後5時15分までである。</p> <p>2件の報告をする。 ①令和3年度文化面表彰等については、配布資料のとおりである。 ②令和3年度中学校卒業予定者進路状況について報告する。今年度の卒業予定者数1,392名のうち県内の</p>

<p>教育長 各委員</p>	<p>公立学校への受験者数は901名、昨年度比で19名の増加、合格率は85.8%となっている。昨年度の86.7%から0.9%減少している。また、公立学校への入学者の割合は全体の55.5%と昨年度比で1.8%減少している。</p> <p>進路の未定者は13名となっており、昨年度の21名から8名減少している。また、私立高校への進学者等を含む結果は、次回の教育委員会定例会で報告する。</p> <p>教育支援課からの報告に対する質疑、意見はあるか。 なし</p>
<p>教育相談センター室長</p>	<p>3件の報告をする。</p> <p>①県スクールソーシャルワーカーの配置について報告する。平成22年度から県に配置していただいているが、新座市スクールソーシャルワーカーが各中学校区を定期的に回る巡回型であるのに対し、県スクールソーシャルワーカーは小学校を中心に各学校からの要請に応じて支援に当たる派遣型としている。この職は、県が直接採用しており、来年度も2名の配置が決定している。1人当たり週2日、年90日の配置が予定されている。</p> <p>②会計年度任用職員及び謝礼金対応者の配置について報告する。令和4年度に介助を必要とする児童生徒は、現時点で計10名である。令和3年度は介助員を17名配置していたが、令和4年度は13名となる予定である。特別支援教育支援員は、現在も募集中であるが、令和4年度から適応指導教室に配置予定の1名を増員し、44名の予定で進めている。</p> <p>③特別支援教育推進員は、令和4年度も配置予定であり、現在募集中である。</p> <p>報告は以上であるが、第2回教育委員会定例会で御質問を頂いた長期欠席児童生徒調査の不登校の要因について補足説明をする。「本人に係る状況」とは、生活リズムの乱れ、遊び、非行傾向、無気力傾向、不安傾向等が挙げられる。就寝や起床時間が定まらず昼夜逆転していたり、非行グループに入り非行行為を行ったり、無気力で何となく登校しない、登校の意思はあるが漠然とした不安を覚え登校しない又はできないといった内容が状況の例である。</p>
<p>教育長 委員 教育相談センター室長</p>	<p>教育相談センターからの報告に対する質疑、意見はあるか。</p> <p>さわやか相談員の異動は定期的に行っているのか。</p> <p>さわやか相談員は、継続して同じ中学校に配置されているケースが多いが、今年度は1名退職されて新規採用したので、それに伴い、年数が長い相談員の異動を行い、情報を共有できる体制にしたものである。</p>

<p>その他</p>	<p>教育長</p>	<p>その他、全体を通じて意見等はあるか。 特になければ、本日が令和3年度の最後の会議となるため、3月31日付けで定年退職される方、また、4月1日付けで異動される方に御挨拶をお願いしたい。 【定年退職】 ・中央公民館長 【人事異動】 ・教育総務部長 ・学校教育部副部長兼学務課長 ・教育相談センター室長</p>
	<p>委員</p>	<p>東京2020大会に向けた取組推進部会座長をさせていただいていたが、オリンピック・パラリンピック推進室が作成した報告書の発行をもって役目を終えたことを報告する。 コロナ禍での開催となったが、本市では、千載一遇のこの機会を可能な範囲で最大限教育に生かす取組ができて、本当に良かったと思う。子供たちが異文化に興味を持つきっかけになったと思うので、これで終わりということではなく、むしろスタートとして世界のことを広く知ってもらいたい。 また、県内各自治体では、学芸員が定年退職された後、後任を採用しないところが多いという話を聞く中で、本市では、新年度から文化財担当の学芸員を1名採用するということが大変嬉しく思う。</p>
<p>閉会</p>	<p>教育長</p>	<p>私も報告書を拝見させていただいたが、活動の記録が大変よく分かるように編集されていた。残念ながらコロナ禍で、子供たちの交流は十分には図れなかったが、新型コロナウイルス感染症が蔓延する前から東北小学校ではブラジルの選手団を迎え入れたり、栄小学校では様々なパラリンピックの競技を子供たちと選手と一緒にやったりというような活動がなされ、とても良い思い出になったと思う。 最後に、次回の会議日程を確認する。令和4年第4回教育委員会定例会は4月26日（火）午後3時30分から、市役所本庁舎3階304会議室で行う。 これをもって、令和4年第3回新座市教育委員会定例会を閉会する。 <p style="text-align: right;">午後2時35分</p></p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

書 記